

平成22年(ネオ)第635号

平成22年(ネ受)第662号

上告人 槌田 敦

被上告人 社団法人日本気象学会

## 上告理由補充書

2010年11月22日

最高裁判所御中

上告人 槌田 敦

先に、代理人より上告理由書と上告受理申立理由書を提出しましたが、上告人本人としてこれに補充する意見を述べることにします。

### 第一 学問の自由と本件の関係

学問の自由の本質は、真実を知る自由と真実を知らせる自由である。虚偽を真実と誤解して行動すれば、矛盾により身動きがとれなくなり、関係者は大きな損害を被ることになる。したがって、真実を知ること、真実を知らせることは人間がまっとうに生活するためにきわめて重要であり、憲法で特に条項を設ける理由であると考えられる。すなわち、憲法第23条で保障される学問研究の自由はこの真実を知る自由のことであり、また研究成果発表の自由と教育の自由は真実を知らせる自由のことである。

本件日本気象学会による論文掲載拒否と大会での口頭による研究発表拒否は、この真実を知らせる自由の侵害であり、憲法第23条に違反する。

なお、本件上告人を原告とする別件(東京地裁平成21年(ワ)第47553号)として、東京大学による人身攻撃(名誉毀損)が争われているが、これはこの真実を知る自由の侵害であって、やはり憲法第23条に違反する。

上告人の調査によれば、これらの事件はそれぞれ、新憲法下での学問研究の自由または研究成果の発表の自由を争う初めての事件であると思われる。

### 第二 本件訴訟経過

本件は、被上告人の会員である上告人が、①被上告人の機関誌『天気』への研究成果としての論文(甲4)の掲載を拒否されたこと、②被上告人が毎年2回開催する大会での研究成果の口頭発表申し込みを拒否されたことについて、訴えている事件である。

①について、被上告人編集委員会は、数年規模の変動では長期的トレンドを論ずることとはできないとして上告人(原告)らの論文掲載を拒否したのであるが、上告人らはこの論文が35年間の事実に関する研究成果であり、これを数年規模の研究と断ずるのはいいがかり、こじつけ(誤読)であると主張した(甲11)。

また、②について、被上告人講演企画委員会は「講演内容は学術的講演ではない」として拒否したが、上告人はこの研究では上告人らが発見した「気温によりCO<sub>2</sub>濃度変化率が決まる」とする研究成果を発表するものであって科学的であり、企画委員会の決定は正しくないと主張した(甲19)。

この指摘に対して、東京地裁(第一審)判決は、拒否理由の①の誤読についても②の学術的講演ではないについても判断することなく原告主張を退けた。この判決は争点を回避するものであり、極めて不当である。

東京高裁(第二審)において、上告人(控訴人)は、被上告人日本気象学会においては諸規則により会員の諸権利は守られていると主張した。

すなわち、①については、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」により、論文掲載のための必要条件として学術的価値・新規性など4項目を明示し、査読者によるその他の参考意見と区別すると記載しており(乙2)、これらの必要条件を満たした論文の発表は保証されている。②については、「細則11条」には大会での「会員の研究発表」を明示しており(甲23)、会員の口頭発表は保証されている。

そして、上告人は、地裁判決では①について被控訴人氣象学会は主流と意見を異にする論文を気象学会誌に載せなくてもよくなり、また②について被上告人の大会において主流と意見を異にする会員は口頭による「会員の研究発表」ができなくなると主張した。

これに対して、高裁判決(原判決)は「主流と意見を異にする会員の権利」について一切判断することなく、①については「考え方と指針」は単なる「考え方」であるとし、「指針」としての法的義務を認めず、また②については大会での研究発表を認めるかどうかは被控訴人の専門的裁量として退け、地裁判決を簡単な字句修正を除き全面的に引用した。

このように被上告人日本気象学会における「考え方と指針」および「細則11条」に法的義務を認めない高裁判決の結果、日本気象学会では主流と意見を異にする会員は、憲法第23条学問の自由で保障する「研究成果の発表の自由」が侵害されることになり、憲法違反となる。

このことは、上告理由書で述べたように、日本気象学会には強大な社会的権力があるからなおさら注意が必要である。ちなみに、日本気象学会は、本部を気象庁の中に置き、地方支部を各地気象台に置き、機関誌『天気』において気象行政を広報するという国家組織に近い扱いとなっている。

そして同時に、他の理系学会とまったく同じように、気象学についての研究発表の唯一の場を提供しており、学問の自由を守る立場でもある。

よって「憲法第23条違反」(上告理由書)と「重要な法令違反」(上告受理申立理由書)を理由に上告したものである。

### 第三 高裁判決における事実誤認

①の論文発表について、被上告人編集委員会の論文掲載拒否理由は、数年スケールの変動によって長期的因果関係を論じている、であった(甲10)。しかし、上告人ら(著者)は、35年間にわたる事実を分析し、その研究成果として長期的因果関係を論じており、被上告人の拒否理由は悪意ある曲解(誤読)に基づくものであると主張した。

ところが、高裁判決では、この曲解(誤読)という事実について判断せず、一方的に「研究発表を認めるか否かについては被控訴人の広範な専門的裁量に委ねられる」と断定した(高裁判決p10)。しかし、曲解(誤読)であるならば専門的な裁量もあり得ず、重大な事実誤認である。

また、高裁判決では、裁判過程において「被控訴人が上記の点(誤読)を争っていることは記録上明らかである」としたが、被上告人(被控訴人)は裁判過程において単に「争う」と言っているだけであり、事実や理由を挙げて争ったことを示す裁判記録は一切存在しない。これで争ったことにするのであれば事実は解明できないことになる。つまり、被上告人は実質的に争っておらず、曲解(誤読)を自白したのである。

さらに、高裁判決では、査読者AとBの意見対立に関する被上告人編集委員会の調整等の義務違反について、両査読者の意見には違いはなかったとしている(高裁判決p8)。

しかし、Aの意見として高裁判決が挙げている対象は、改定稿(甲3)の後半の部分であり、しかも本件再改定稿(甲4)には存在しない部分である。一方、Bの意見として挙げている対象は、改定稿の前半の部分である。このようにAの意見とBの意見はそれらが挙げている対象が違うから、これをもって両者の意見は同じとする高裁判決は事実誤認である。

②の大会での口頭発表について、被上告人大会企画委員会の研究発表拒否理由は「学術的でない」であった(甲18)。これについて、上告人は、同委員会担当理事近藤裕昭氏に対し、「気温によりCO<sub>2</sub>濃度変化率が決まる」という事実について論ずるものであり、学術的であると説明した(甲19)。しかし、高裁はこの事実を無視して結論を急いだ。つまり、事実誤認である。

また、高裁判決の引用する地裁判決において「会員数からみて講演の機会を与えられるのは会員のごく一部であることは明らかである」として、上告人の口頭による研究発

表拒否の正当性の理由とした。

しかし、本件2009年度春季大会の参加者は855名で、口頭発表は205件(分科会58件を含む)であった(別添1、2009年度春季大会報告)。つまり、4000人余の会員全員が大会に出席することはなく、また出席した会員に対して講演者がそのごく一部ということでもない。

このように出席者4人に対して1人程度の発表者に口頭発表を開放できるのは、会場の数が多いことと1件あたりの講演時間が通常12分程度と短時間であることによる。この点、他の理系学会の口頭発表でも同様であって、1人が30分程度も話す文系学会とは異なった対応となっていることに注意する必要がある。

そのうえ、本件2009年度春季大会の告示では、発表件数の制限として「1講演者あたりの発表件数は2件以内とします」と書かれている(乙3、p52)。事実、本大会において、2件の口頭発表をした会員は、大会プログラムによれば12人もあった(『天気』2009年4月号、pp100-124)。

地裁および高裁判決は、上告人の発表を会員数の多さを理由に拒否する行為を正当とする一方で、12人もの会員に1人あたり2件の発表を許すとは事実誤認、判断矛盾もはなはだしい。

ところで、今回の地裁および高裁判決では、上記2ヶ所以外にも各所に、「明らかである」との記述が散見される。しかし、このような言葉を多数使うこと自体、証拠に基づかない判決であることを自白するものであろう。

#### 第四 裁判所による科学論争への介入

地裁判決とこれを全面的に引用する高裁判決は、論文掲載拒否について、「仮に当該掲載拒否の理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」とした(地裁判決p14)。この裁定は、科学研究とは何かについて、まったくと言ってよいほど理解に欠けている。

科学研究は、通説と異説の論争により進歩する。通説と異説のどちらが正しいかについては、科学的根拠に基づく論争によって解決されるべきであり、そのためには異説が科学的証拠に基づく論文として公表される必要がある。本件ではまさにその公表することが争われているのである。

ところが、この地裁および高裁判決では、通説の側に相応の科学的根拠があれば、同様に科学的根拠のある異説の公表を、査読者の参考意見(必要条件ではない)と編集者の裁量によって拒否しても不法行為ではないとしたのである。

これは、裁判所が科学の一方の側の見解に立ち、科学論争に介入することを意味する。科学の正誤は裁判によって決着すべきものではないから、通説の立場に立って異説の公表を妨げ、結果として科学論争を封鎖することになるこの地裁と高裁の判決は間違っている。

#### 第五 本件違法行為の政治的動機

本件、被上告人社団法人日本気象学会による会員の研究成果の発表を妨害する行為は、極めて政治的である。

「人為的CO<sub>2</sub>によって地球は温暖化する」という通説により、「CO<sub>2</sub>の排出削減」などの政策で諸国は一致し、IPCCや京都議定書などの国際政治が進められている。これに対して、上告人らは、この通説を否定する異説、すなわち「CO<sub>2</sub>で温暖化したのではなく、温暖化したからCO<sub>2</sub>が増えた」という論文(甲4)を被上告人日本気象学会の機関誌『天気』に提出したのである。

すでに、第一 学問の自由と本件の関係において述べたように、虚偽を真実と誤解したまま放置すれば、矛盾により身動きがとれなくなって、関係者に損害が発生する。したがって、もしも「人為的CO<sub>2</sub>で温暖化する」という通説が間違っていて、「温暖化したからCO<sub>2</sub>が増えた」という異説が正しいとするならば、この間違った通説は税金や国債による多額の財政投入を必要とするなど、その政策を早急に改める必要が生ずる。

事実、この通説の矛盾はすでに現れている。気象学界では通説は世界的に落ち目になっている。たとえば、大気中のCO<sub>2</sub>濃度が現状では増え続けているから通説によれば気温は上がり続ける筈であるのに、気象学者たちは、この通説を無視して、将来の気温は長期的に下がると予想するようになってきた(別添2、太陽弱ると地球の気温低下、2013年以降ミニ氷河期?)。これから寒冷化の時代に入るといっているのである。

気象学者による温暖化説と寒冷化説はほぼ20年ごとに交互に現れている。1930-40年代は気温が低く、寒冷化説であった。新潟県上越地方では毎年4メートルもの雪が積もった。1950-60年代は暖かく温暖化説だった。1970-80年代は寒冷化説が優勢で、現状の1990-2000年代は温暖化説である。そして2010年からまたも寒冷化説ということになる。いずれも、実際の気候変化に対応して、10年程度暑さが続きそうなら温暖化説、寒さが続きそうなら寒冷化説である。

本年度(2010年度)夏は猛暑であったが、気象学者たちはこれを一過性と考え、その原因をCO<sub>2</sub>濃度増であるとは考えていないし、マスコミもそのようには報道していない。それにもかかわらず、世界の政治では一貫して「CO<sub>2</sub>の削減による温暖化防止」が進められている。

そのため、この人為的CO<sub>2</sub>温暖化説を唱え、政治に影響力を行使した一部の気象学者やこの通説により研究費を得る一部の科学者らは、この気象学界の変化と温暖化防止政策との矛盾に困り果てている。

そこで、通説を掲げるIPCCに参加する科学者らは、気温データを改ざんして気温の急上昇を印象づけようとし、またヒマラヤの氷河の300年後の融解説を誇張して近々起こるかのように表現し、さらには論文発表の妨害までしたのである(甲35、甲36)。このように世界の人為的CO<sub>2</sub>温暖化論者は焦っている。

日本でも、「CO<sub>2</sub>の25%削減策」の重要人物である東京大学前総長の小宮山宏氏は、住明正東京大学教授や明日香寿川東北大学教授とともに、「温暖化懐疑論に終止符を」(別添3、小宮山宏インタビュー)打つとして、東京大学から書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行して上告人を筆頭に12名の科学者を名指しして名誉毀損した。これは前述したように現在東京地裁でやはり憲法第23条学問の自由違反として審理されている。

そして、本件では、上告人らの論文「大気中のCO<sub>2</sub>濃度増は自然現象であった 1.その原因は気温高である」(甲4)の掲載を拒否し、また上告人の大会での口頭発表を拒否したのである。

上告人らの発見したこの事実によれば、1980年代の気温より0.6℃下がれば、CO<sub>2</sub>濃度の増加は止まることになる。しかし、このような新しい真実が発見されても、その研究成果の発表が妨害されては、国民はその真実を知ることができない。

ところで、これら両事件の不法行為で上告人は集中して攻撃を受けている(別添4、気象学会事件・東大事件 関連年表)。その原因は、上告人らの研究が、人為的CO<sub>2</sub>温暖化論者にとってもっとも困ることになるからである。すなわち、本件日本気象学会誌『天気』に投稿した論文により、人為的CO<sub>2</sub>により温暖化するという通説は全面的に否定されることになるからである。

その上、上告人は人為的CO<sub>2</sub>は大気中にわずか8.5ppm程度しか溜まっておらず、また今後も極端に増えることはないと計算した(甲25、p166)。通説が主張するような人為的に放出されたCO<sub>2</sub>の約半分が溜まり続けるということにはならないのである。

1960年の観測開始以来50年間に大気中CO<sub>2</sub>濃度の増加は70ppm程度であるが、この人為的CO<sub>2</sub>の8.5ppmを除く残りの60ppm程度の増加量は自然原因ということになる。この60ppmは人間の努力では削減できないので、多額の費用を投入する「CO<sub>2</sub>削減政策」はまったく無駄ということになる。

そこで、通説を掲げる人達は、上告人らと議論をすることで問題解決を図るのではなく、本件においては上告人らの論文の掲載および大会での口頭発表を妨害し、別件においては上告人らに対し人身攻撃(名誉毀損)して対抗しようとしたのである。

これらの行為は憲法第23条違反である。この違反を許しては健全な政治はなされず、社会は混乱に陥ることになる。

## 第六 結論

以上述べたように、本件気象学会事件は、被告人の機関誌『天気』編集委員会が、その私物化している気象学会誌『天気』に、人為的CO<sub>2</sub>温暖化説を否定する論文を掲載したくないとして為したものである。ところが、高裁判決では、この違法行為について「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(乙2)には法的拘束力がなく、編集委員会の科学的裁量であるとして容認した。

また、大会企画委員会は原告人の口頭による研究発表を「科学的でない」として拒否したが、東京高裁はこの拒否理由の正当性を判断することなく、やはり科学的裁量として被告人の行為を容認したのである。

その結果は、憲法第23条によって保障される研究成果の発表の自由は侵害され、憲法違反となり、結果として国民は真実を知ることができず、政治は誤った方向に誘導され続けることになる。

なお、原告人らの論文(甲4)に示されている新しく発見した事実と同じ事実を発見したという論文が、2010年6月、インターネット上に現れた(英文甲46、訳文甲47)。このどちらの論文が先に査読付き科学雑誌に掲載されるかで、論文の先取権争いに発展する可能性がある。すでに2年以上前の2008年4月に日本気象学会誌『天気』に投稿している原告人らにとって、この争いは耐え難い苦痛であることを申し添える。

したがって、これらの違法行為をすみやかに解消して、原告人らの論文は気象学会誌『天気』に掲載されるべきである。

以上

## 添付資料

- 別添1、2009年度春季大会の報告 気象学会誌『天気』2009年5月号p57
- 別添2、太陽弱ると地球の気温低下、2013年以降ミニ氷河期？ 朝日新聞 2010年11月9日
- 別添3、小宮山宏インタビュー「知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を」  
NIKKEI NET、日経Ecolomy 2009年4月6日
- 別添4、気象学会事件・東京大学事件 関連年表 作成者榎田敦 2010年7月12日

山本・正野論文賞…募集を締め切ったことが報告された。

国際学術交流…日中韓気象学会共催国際会議のプログラムの報告。

電子情報…2009年3月の気象学会ホームページのアクセス状況(98,841件)。アクセス数はほぼ昨年並みか1日当たり100件ほど多い状況を保っている。

・公募情報掲載数9件, 内海外3件。

気象研究コンソーシアム…契約更新の手続きを行ったことが報告された。

気象災害…委員会メンバーを検討中であることが報告された。

平成21年5月28日

社団法人日本気象学会

議長 新野 宏

署名人 藤谷徳之助

署名人 石田 純一

## 2009年度春季大会の報告

2009年度春季大会は、つくば国際会議場(茨城県つくば市竹園2-20-3)を会場として2009年5月28日(木)~31日(日)に行われた。参加者数(前納登録者と当日受付者の合計)は855名(内訳は前納登録者490名, 当日受付者365名)であった。

2日目午後には、つくば国際会議場大ホールにおいて総会が開かれ、中西幹郎・新野 宏両氏に日本気象学会賞が、秋元 肇氏と深尾昌一郎氏に藤原賞が授与された。総会に続いて受賞者による記念講演が行われた。3日目午後には、同会場において大会シンポジウム「地球温暖化に関する科学的根拠の解明と脆弱性評価のさらなる連携に向けて」が開催された。

今回は、ポスター及び口頭発表による一般講演と特定のテーマに基づいてコンピーナーが編成する5つの専門分科会が行われた。一般講演の発表申込み件数は315件(内訳はポスターが168件, 口頭発表が147件)、分科会は58件で計373件であった。

会期中およびその前日には、教育と普及委員会および数値予報開始50周年記念事業実行委員会の共催による公開講演会「数値予報の過去・現在・未来」、日本学術会議地球惑星科学委員会 IAMAS 小委員会との共催による「大気科学の将来展望と若手研究者問題に関する検討会」を含めて、個別のテーマによる7件の

講演会や研究会が開かれた。

今大会の直前に新型インフルエンザの国内感染が始まり、その拡大が懸念されたため、5月10日に新型インフルエンザ対策委員会(以下対策委員会)が設置された。その後のめまぐるしく変化する情勢の中で、大会の前に開催を予定していた第4回日本・中国・韓国気象学会共催国際会議が延期となり、このために一部の前納登録者が参加できなくなった。一時は今大会の開催も危ぶまれる事態となったが、対策委員会・大会実行委員会による慎重な検討と準備、また気象研究所をはじめとするつくば地区会員の協力のもとで、懇親会以外の全ての大会行事を予定通り行うことができた(第4回日本・中国・韓国気象学会共催国際会議を含めた新型インフルエンザ対策全般の経緯については対策委員会の報告(p.461)をご覧ください)。

最後に、今大会実行委員会として大会準備・運営にご尽力頂いた筑波大学生命環境科学研究科、宇宙航空研究開発機構、国立環境研究所、産業技術総合研究所、農業環境技術研究所、防災科学技術研究所ならびに大会運営にボランティアとしてご協力いただきました会員の皆様に深く感謝の意を表します。

2009年6月 講演企画委員会



# 小宮山宏一郎

別添2



小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く  
「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

東大大学の総務長として4年間、「行動する大学」スロガンで大学改革の陣頭指揮を執り、4月に三愛総務理事兼主任に小宮山宏一郎。専門の地球環境分野での発言も活発で「温暖化懐疑論が問題になっていのは日本だけ」「GDPに影響を受ける」といった議論はチカラだとして、また切らない日本の環境への取り組みに喝を入れる。解決には「知の構造化」が不可欠と断える小宮山さんに、低炭素社会のビジョンを聞いた。

東大の専攻は工学で、1987年東京大学工学部卒業。1989年工学部専攻長に就任。2001年4月から現職。専門は地球工学、地球環境工学、主要分野に地球環境の工学、主要分野に地球環境の工学、主要分野に地球環境の工学

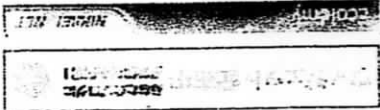


私たちが「知の発見」の時代に生きています。知が爆発的に増えた結果、逆にその知をうまく使いつなげなくなっています。ナゾー、X、Y、Z(知識の断片)を集めて全体像を探求することができない。それを「知の構造化」と呼んでいます。この「ナゾー」が便利に活用されて、X、Y、Zを組み立ててはけません。

具体的にはどのような取り組みですか  
――「2007年、2007年」をテーマにした取り組みです。具体的には「知の構造化」です。

地球温暖化のような複雑な問題に立ち向かうには「知の構造化」が欠かせないことを主張されています

東大の専攻は工学で、1987年東京大学工学部卒業。1989年工学部専攻長に就任。2001年4月から現職。専門は地球工学、地球環境工学、主要分野に地球環境の工学、主要分野に地球環境の工学



「地球の温度は上がり続けている」と言われる中、大気中のCO2濃度は、2007年、2007年をピークにして下がっています。これは温暖化のペースが遅くなったためです。日本は温暖化のペースが遅いです。これは温暖化のペースが遅いです。

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「地球の温度は上がり続けている」と言われる中、大気中のCO2濃度は、2007年、2007年をピークにして下がっています。これは温暖化のペースが遅くなったためです。日本は温暖化のペースが遅いです。これは温暖化のペースが遅いです。

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く



「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

「知の構造化」で温暖化懐疑論に終止符を

小宮山宏一郎 三愛総務部長(東大総務)に就く

## 太陽弱ると地球の気温低下

太陽活動が停滞すると、北半球の平均気温が0・7度ほど下がること  
が東大などの研究からわかった。  
地球に降り注ぐ宇宙線を遮る太陽の  
磁場活動が弱まるためだという。日  
本では梅雨の湿度が1〜2割高ま  
り、降水量が増えることもわかっ  
た。宇宙線の変化による地球の気候  
への影響が初めて確かめられた。今  
週の米科学アカデミー紀要電子版に

### 東大など、杉の年輪解析

掲載される。  
太陽活動は2013年をピークに  
数十年の停滞期を迎えることが予想  
されており、地球がミニ氷河期に入  
る可能性もあるという。  
東大大気海洋研究所と同大宇宙  
線研究所、名古屋大、名古屋工業大  
などが、奈良県の室生寺にあり、台  
風で倒れた樹齢392年の杉の年輪  
を解析。17〜18世紀に太陽の活動が

### 2013年以降 ミニ氷河期?

極めて弱まった時期の炭素の量など  
から、当時の宇宙線の量を調べた。  
この時期は平均して宇宙線の量が  
1〜2割増え、北半球の気温は0・  
5度下がっていた。太陽活動が特に  
弱かった年は宇宙線が3〜5割増え  
気温は0・7度下がっていた。  
宇宙線が地球の大气と反応して雲  
が生じやすくなったり、オゾンがで  
きたりするためと考えられるとい  
う。東大宇宙線研の宮原ひろ子特任  
助教は「解析を進め、気候予測に役  
立てたい」と語った。(東山正宣)

## 気象学会事件・東京大学事件 関連年表

作成者 植田敦 2010年7月12日

年月日 書証など ○気象学会・論文掲載拒否事件 ●東京大学・名誉毀損事件 ※その他関連事実

## 2008年

- 某月某日 ※小宮山宏東大総長 麻生首相(08.9~09.9)にCO<sub>2</sub>の25%削減を提案か
- 4月28日 ○甲2 近藤・植田共著論文「CO<sub>2</sub>濃度の増加は自然現象」を気象学会誌「天気」に投稿
- 7月7日 ●甲7-4 明日香私的印刷物『地球温暖化問題懷疑論へのコメント2.4』を発行
- 7月15日 ○甲5 編集委員会からの回答(第1回査読結果)
- 9月7日 ○甲3、甲6-1 改定論文と査読者コメントに対する回答を提出
- 11月12日 ○甲7 編集委員会からの2回目の回答(第2回査読結果)
- 11月12日 ○甲29 日本物理学会誌に論文「原因は気温高、CO<sub>2</sub>濃度増は結果」を提出
- 11月26日 ○甲4、甲8 再改定論文と査読者コメントに対する回答の提出

## 2009年

- 某月某日 ●甲7-7 ※小宮山東大総長「温暖化懷疑論に終止符を」宣言
- 2月12日 ○甲10 編集委員会、投稿論文の掲載拒否を通知(第3回査読結果)
- 2月20日 ○甲11 再審査請求
- 3月19日 ○甲12 編集委員会、再考の余地なしと回答
- 3月27日 ○甲13 再審査請求(2回目)
- 3月31日 ○甲14 編集委員会、再考の余地なしと回答(2回目)
- 3月31日 ※小宮山宏 東大総長退任、三菱総研理事長へ
- 5月21日 ●甲7-5 明日香私的印刷物『地球温暖化問題懷疑論へのコメント3.0』を発行
- 5月27日 ○訴状 気象学会による論文掲載拒否を提訴
- 9月16日 ※小宮山宏、民主党のCO<sub>2</sub>25%削減を語る(日経新聞9.16)
- 9月22日 ※鳩山首相、国連でCO<sub>2</sub>の25%削減目標を発表
- 10月9日 ※小宮山宏(三菱総研理事長)内閣国家戦略室「政策参与」
- 10月某日 ●甲7 東京大学、明日香『コメント3.0』に加筆して、『地球温暖化懷疑論批判』を出版
- 10月28日 ●甲12 『地球温暖化懷疑論批判』の絶賛ブログ
- 11月26日 ●甲5-1 ※IPCC要人が気温データにトリック 朝日新聞(1.26)
- 12月28日 ●訴状 東京大学発行の『地球温暖化懷疑論批判』による名誉毀損を提訴

## 2010年

- 1月19日 ●甲5-4 ※ヒマラヤ氷河「25年後消失」根拠なし? 朝日新聞(1.19)
- 2月2日 ●甲5-3 ※「地球の気候 当面寒冷化」日経新聞(2.2)
- 3月10日 ●甲5-6 ※IPCC、「温暖化」揺らぐ客観性 日経新聞(3.10)
- 3月18日 ○判決 東京地裁「気象学会の不法行為は成立しない」と判決
- 3月26日 ○控訴状 判決不服として控訴
- 4月7日 ※日本物理学会誌 植田「原因は気温高、CO<sub>2</sub>濃度増は結果」論文を掲載